



# 栃木県公報

令和8(2026)年  
5月22日(金)  
第706号

## 目次

### 告 示

○当せん金付証券の発売	399
○児童相談所に置く児童福祉司の数	402
○児童相談所に置く指導教育担当児童福祉司の数	403
○児童相談所に置く児童心理司の数	403
○解除予定保安林	403
○土地改良区定款変更の認可	404
○土地改良区の土地改良事業計画変更に対する適当決定及び公告縦覧	404
公 告	
○土地改良区役員の退就任	404
○基本測量の終了	404
○公共測量の終了	405

## 告 示

### 栃木県告示第306号

当せん金付証券を次のとおり発売するので、当せん金付証券法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定により告示する。

令和8(2026)年5月22日

栃木県知事 福田 富一

#### I

- 名称  
第440回地域医療等振興自治宝くじ
- 受託銀行等の名称及び所在地  
株式会社みずほ銀行  
東京都千代田区大手町1丁目5番5号
- 発売の数及び総額  
1,400万枚 14億円
- 証券金額  
1枚 100円
- 証券型式  
開封式
- 発売期間  
令和8(2026)年7月1日(水)から同月28日(火)まで
- 抽せん期日  
令和8(2026)年7月31日(金)
- 当せん金品の支払又は交付の開始期日  
令和8(2026)年8月5日(水)
- 当せん金品の金額又は種類及び当せんの数  
等 級 当せん金 当せん本数

1	等	1,000万円	1本
1等の前後賞		250万円	2本
1等の組違い賞		10万円	139本
2	等	30万円	140本
3	等	3万円	2,800本
4	等	5,000円	28,000本
5	等	1,000円	140,000本
6	等	100円	1,400,000本
計			1,571,082本

10 その他

- (1) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金品を受領することができない。
- (2) 証票は、転売することができない。

II

1 名称

第441回地域医療等振興自治宝くじ

2 受託銀行等の名称及び所在地

株式会社みずほ銀行  
東京都千代田区大手町1丁目5番5号

3 発売の数及び総額

1,000万枚 20億円

4 証票金額

1枚 200円

5 証票型式

開封式

6 発売期間

令和8(2026)年8月1日(土)から同月25日(火)まで

7 抽せん期日

令和8(2026)年8月28日(金)

8 当せん金品の支払又は交付の開始期日

令和8(2026)年9月2日(水)

9 当せん金品の金額又は種類及び当せんの数

等	級	当せん金	当せん本数
1	等	10,000万円	1本
1等の前後賞		2,500万円	2本
1等の組違い賞		10万円	99本
2	等	50万円	200本
3	等	5万円	2,000本
4	等	1万円	20,000本
5	等	1,000円	200,000本
6	等	200円	1,000,000本
計			1,222,302本

10 その他

- (1) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金品を受領することができない。
- (2) 証票は、転売することができない。

III

- 1 名称  
第442回地域医療等振興自治宝くじ
- 2 受託銀行等の名称及び所在地  
株式会社みずほ銀行  
東京都千代田区大手町1丁目5番5号
- 3 発売の数及び総額  
1,700万枚 34億円
- 4 証票金額  
1枚 200円
- 5 証票型式  
開封式
- 6 発売期間  
令和8(2026)年8月26日(水)から同年9月22日(火)まで
- 7 抽せん期日  
令和8(2026)年9月28日(月)
- 8 当せん金品の支払又は交付の開始期日  
令和8(2026)年10月3日(土)
- 9 当せん金品の金額又は種類及び当せんの数

等	級	当せん金	当せん本数
1	等	5,000万円	1本
1等	の前後賞	1,000万円	2本
1等	の組違い賞	10万円	169本
2	等	30万円	510本
3	等	10万円	3,400本
4	等	1,000円	340,000本
5	等	200円	1,700,000本
特	別賞	2万円	17,000本
計			2,061,082本

10 その他

- (1) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金品を受領することができない。
- (2) 証票は、転売することができない。

IV

- 1 名称  
第443回地域医療等振興自治宝くじ
- 2 受託銀行等の名称及び所在地  
株式会社みずほ銀行  
東京都千代田区大手町1丁目5番5号
- 3 発売の数及び総額  
800万枚 16億円
- 4 証票金額  
1枚 200円
- 5 証票型式  
被封式(スクラッチ)
- 6 発売期間  
令和8(2026)年10月7日(水)から同年11月3日(火)まで
- 7 当せん金品の支払又は交付の開始期日

令和8(2026)年10月7日(水)

8 当せん金品の金額又は種類及び当せんの数

等	級	当せん金	当せん本数
1	等	500万円	8本
2	等	5万円	960本
3	等	1万円	3,200本
4	等	2,000円	80,000本
5	等	200円	2,400,000本
計			2,484,168本

9 その他

- (1) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金品を受領することができない。
- (2) 証票は、転売することができない。

V

1 名称

第444回地域医療等振興自治宝くじ

2 受託銀行等の名称及び所在地

株式会社みずほ銀行  
東京都千代田区大手町1丁目5番5号

3 発売の数及び総額

1,050万枚 21億円

4 証票金額

1枚 200円

5 証票型式

被封式(スクラッチ)

6 発売期間

令和8(2026)年11月4日(水)から同年12月1日(火)まで

7 当せん金品の支払又は交付の開始期日

令和8(2026)年11月4日(水)

8 当せん金品の金額又は種類及び当せんの数

等	級	当せん金	当せん本数
1	等	500万円	21本
2	等	10万円	1,050本
3	等	1万円	7,350本
4	等	2,000円	42,000本
5	等	200円	3,150,000本
計			3,200,421本

9 その他

- (1) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金品を受領することができない。
- (2) 証票は、転売することができない。

(財政課)

栃木県告示第307号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第13条第2項の規定により令和8(2026)年度における児童福祉司の数を次のとおり定めたので、告示する。

令和8(2026)年5月22日

栃木県知事 福 田 富 一

- 1 栃木県中央児童相談所 32
- 2 栃木県県南児童相談所 25
- 3 栃木県県北児童相談所 14

**栃木県告示第308号**

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第13条第7項の規定により令和8（2026）年度における指導教育担当児童福祉司の数を次のとおり定めたので、告示する。

令和8（2026）年5月22日

栃木県知事 福 田 富 一

- 1 栃木県中央児童相談所 5
- 2 栃木県県南児童相談所 4
- 3 栃木県県北児童相談所 2

**栃木県告示第309号**

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条の3第7項の規定により令和8（2026）年度における児童心理司の数を次のとおり定めたので、告示する。

令和8（2026）年5月22日

栃木県知事 福 田 富 一

- 1 栃木県中央児童相談所 15
- 2 栃木県県南児童相談所 12
- 3 栃木県県北児童相談所 7

(こども政策課)

**栃木県告示第310号**

次の保安林を解除予定保安林にしたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により告示する。

令和8（2026）年5月22日

栃木県知事 福 田 富 一

## I

- 1 解除予定保安林の所在場所  
鹿沼市板荷字滝の上541-2、581-1、582-1、字坂元563-2、580-11、580-12
- 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由  
指定理由の消滅

(関係書類を栃木県庁及び鹿沼市役所に備え置いて縦覧に供する。)

## II

- 1 解除予定保安林の所在場所  
大田原市南方字上南方527-4（次の図に示す部分に限る）、527-62（次の図に示す部分に限る）
- 2 保安林として指定された目的  
水源のかん養
- 3 解除の理由  
公益上の理由

(「次の図」は省略し、関係書類を栃木県庁及び大田原市役所に備え置いて縦覧に供する。)

(森林整備課)

栃木県告示第311号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

令和8（2026）年5月22日

栃木県知事 福田 富一

土地改良区名	認可年月日
大岩藤土地改良区	令和8（2026）年5月11日
国府土地改良区	令和8（2026）年5月11日

栃木県告示第312号

次の土地改良区から申請のあった土地改良事業計画の変更に関し、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により審査を行った結果適当と決定したので、同条第6項の規定により公告する。

なお、同法第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により、変更後の土地改良事業計画書の写しを所轄農業振興事務所において縦覧に供する。

この公告に係る決定に対して異議がある者は、同法第48条第9項において準用する同法第9条第1項の規定により、所轄農業振興事務所を経由して、栃木県知事に申し出ることができる。

令和8（2026）年5月22日

栃木県知事 福田 富一

土地改良区名	事業名	縦覧期間	異議申出期限	所轄農業振興事務所
小倉堰土地改良区	小倉堰土地改良区維持管理計画	令和8（2026）年5月25日から同年6月19日まで	令和8（2026）年7月6日	下都賀農業振興事務所

（農地整備課）

公 告

○土地改良区役員の退就任

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、次のとおり土地改良区の役員について退任及び就任の届出があったので、同条第19項の規定により公告する。

令和8（2026）年5月22日

栃木県知事 福田 富一

土地改良区名	役職名	退任役員氏名	就任役員氏名	住 所	退 任 年 月 日	就 任 年 月 日
芳賀台地土地改良区	理事	涌井 臣示		芳賀郡茂木町塩田114	令和8 (2026) . 1 . 30	
	〃		伊藤 典行	〃 〃 小井戸2572		令和8 (2026) . 4 . 1

（農地整備課）

○基本測量の終了

令和7（2025）年3月21日付けの栃木県公報で公示した「基本測量の実施」について、測量法（昭和24年法

律第188号) 第14条第2項の規定により、国土地理院長から、その基本測量が終わった旨通知があったので、同条第3項の規定により次のとおり公示する。

令和8(2026)年5月22日

栃木県知事 福田 富一

- 1 作業種類  
基本測量(電子基準点測量)
- 2 作業地域  
宇都宮市、栃木市、佐野市、鹿沼市、日光市、大田原市、那須塩原市、那須烏山市、上三川町、茂木町、塩谷町、那須町
- 3 作業期間  
令和7(2025)年4月1日から令和8(2026)年3月31日まで

○公共測量の終了

令和8(2026)年1月13日付けの栃木県公報で公示した「公共測量の実施」について、測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、鹿沼市長から、その公共測量が終わった旨通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により次のとおり公示する。

令和8(2026)年5月22日

栃木県知事 福田 富一

- 1 作業種類  
公共測量(空中写真撮影)
- 2 作業地域  
鹿沼市内
- 3 作業期間  
令和7(2025)年11月1日から令和8(2026)年3月13日まで

(監理課)